



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月2,200円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

*66 政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (議会事務局)

公布された条例のあらまし

◇政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

郵政民営化法の施行及び証券取引法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

郵便貯金 → 貯金

証券取引法 → 金融商品取引法

2 施行期日

平成19年10月1日から施行します。ただし、証券取引法の一部改正に伴う改正は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

条 例

政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第66号

政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

第1条 政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年和歌山県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改める。

第2条 政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の政治倫理の確立のための和歌山県議会の議員の資産等の公開に関する条

例第 2 条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。